

令和 4 年度 東京都立八王子盲学校 学校経営計画

校長 安田 咲登子

令和 4 年度、創立 93 年目となる本校は、東京都立の視覚障害特別支援学校（盲学校）において唯一、多摩地域に所在する総合校である。視覚障害児・者への適切な指導を通して、一人一人の自立と社会参加の実現を支援することは本校の根幹となる理念であり、確実に歴史と伝統を継承していく。今後は更に、幼児・児童・生徒の実態や社会の変化、特別支援教育の更なる推進、インクルーシブ教育システムの構築など、今日的課題にも的確に応える必要がある。また、本校においては創立 100 年に向け、校舎改築が予定されており、これからの視覚障害特別支援学校（盲学校）としての在り方を追究することが求められている。

このことを念頭に置き、以下の通り学校経営計画を策定する。

I 目指す学校

一人一人の希望の実現に向けて、一人一人が全力を尽くす学校

- 1 人権尊重の理念に基づき、**一人一人を大切にした温かな教育**を推進する学校
- 2 生きる力の育成や希望進路の実現に向けて、**個に応じた指導**を学部・寄宿舎ともに推進する学校
- 3 **地域への貢献や共生社会の実現**に向けて、外部支援、学校開放、交流等を推進する学校
- 4 **教職員の資質向上**に向けて、組織的・計画的取組や研修・研さんを推進する学校
- 5 着実な取組と幼児・児童・生徒の成長を通して、保護者・地域・都民から**信頼される学校**

II 中期的目標と方策

1 幼児・児童・生徒の確かな成長を支える

(1) 幼児・児童・生徒理解

個々の実態を適切に把握し、学校生活支援シートや個別指導計画をはじめとする諸計画を作成し、一人一人の教育的ニーズに応じた教育活動を展開する。

(2) 学習指導

幼児・児童・生徒の課題に応じた教材・教具を工夫・開発し、分かりやすい授業・学ぶ喜びを実感できる授業を展開するとともに、基礎的・基本的な学力や生活力の確実な定着を図る。

(3) 生活指導

いじめ・体罰の防止、防犯・防災、総合的な健康づくり等に関する取組を通して、安全・安心な学校づくりを更に進めるとともに、自己肯定感を高め、自他を思いやる豊かな心を育てる。

(4) 進路指導

学年や発達段階に応じた役割の遂行、将来の進路に関する情報収集や見学・体験・実習等を通して、キャリア教育の充実を図るとともに、自立と社会参加を目指す心を育てる。

(5) 特別活動

一人一人のもっている力や日ごろの取組成果の十分な発揮、他者との多様な関わり合いができるよう、行事や活動の工夫を行い、主体性や社会性の伸長を図る。

(6) 寄宿舎における指導

学級担任や保護者と連携しながら、基本的な生活習慣の確立を目指した指導を行うとともに、異年齢集団での活動や行事等への取組を通して、社会性や自立心の伸長を図る。

(7) ICT機器の活用

コンピュータやタブレット端末、電子黒板等の ICT 機器（関係する視覚障害者向け支援機器を含む）を活用し、機器の操作に習熟するとともに、情報収集能力や情報活用能力の向上を図る。

2 地域と共に成長する

(1) 理解啓発と情報発信

交流及び共同学習、近隣施設の利用、副籍制度の活用、高等部理療科の臨床実習等を通して、視覚障害に関する理解充実を図る。また、学校Webサイト、行事の公開や施設の開放等を通して、積極的に情報を発信し、保護者はもとより、地域や都民からの信託に応える。

(2) センターの機能の発揮

育児相談や通級による指導、各種支援等を通して、視覚面に課題のある乳幼児・児童・生徒及びその保護者への助言・支援を行う。また、弱視通級指導学級と連携するほか、保健・医療・福祉・教育・労働等の各機関とのネットワークを拡充し、要請に対して的確な助言・支援を行う。

3 教職員の力量を高める

(1) 学校運営と人材育成

教育に携わる公務員としての自覚のもと、服務規律の厳正を図るとともに、組織的・計画的な取組によって、最大の教育効果を上げるよう努める。また、質の高い教育活動を行うため、経験や課題に応じたOJTや研修等の推進を通して、視覚障害教育の専門性を全教員が身に付ける。

(2) 八王子盲学校の「未来の創造」

校舎改築に向けて、今後100年近くにわたる「本校の在るべき姿」や「幼児・児童・生徒の理想的な生活空間の在り方」を構想する。また、事業の進行に伴う種々の変更や代替措置などの対応について計画的に想定し、実際の対応を円滑かつ遺漏なく行う。

Ⅲ 今年度の取組目標と方策

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下、「感染症」という。)の収束に向けてはまだ一進一退の状況にあり、引続き、校内での感染を最大限に防ぐことと、実施可能な方法等を検討し、工夫を凝らして教育活動を推進していくこととの両立が不可欠である。

感染症に関する状況の変化や、国(政府)及び東京都の取組状況等を踏まえながら、幼児・児童・生徒の命と健康を守ることを最優先に対応する。

1 教育活動の目標と方策

(1) 幼児・児童・生徒の確かな成長を支える

ア 幼児・児童・生徒理解

- ① 幼児・児童・生徒の実態把握を適切に行い、教育的ニーズを明らかにするとともに、個別指導計画や年間指導計画などの諸計画を作成する。
- ② 幼児・児童・生徒の実態及び障害の状況に即した教育環境の整備を行う。
- ③ 週ごとの指導計画の作成と評価を通して、計画的な指導や取組を行うとともに、成果と課題を踏まえて、計画や手だての修正などに役立てる。
- ④ 学校生活支援シート、個別指導計画の作成と評価においては、面談等を通して保護者との十分な連携と共通理解を図り、以後の指導を一層充実させる。
- ⑤ 年度末の担任・担当者間の引継事項を明確にすることを通して、幼児・児童・生徒に関する情報を確実に引継ぐとともに、指導の一貫性や連続性を確保する。

イ 学習指導

- ① 幼児・児童・生徒が「興味をもてる」「よく分かる」「しっかり身に付く」と実感できる指導を行うとともに、今日的な教育課題を教育課程に位置付け、学習活動を着実に推進する。
- ② 幼児・児童・生徒の課題に応じた教材・教具の活用、自作教材の作成と開発に努め、個に応じた指導の一層の充実を図る。
- ③ TOKYO ACTIVE PLAN for studentsを踏まえ、東京2020大会のレガシーの浸透を図る。特に視覚障害スポーツを通して、基礎体力の維持・増進を図り、健全な心身を育成する。
- ④ 様々な困難やストレスへの対処方法を身に付けるための教育(SOSの出し方に関する教

育)を、幼児・児童・生徒の発達段階に応じて推進し、適切な援助希求行動ができるようにする。

- ⑤ 点字・漢字コンテストなどを通して、学習の到達状況を積極的に評価・称賛するとともに、外部の検定・大会・展覧会などの機会も積極的に提供する。
- ⑥ 授業参観や道徳授業地区公開講座など、保護者が実際の取組を参観できる機会を設け、保護者との十分な共通理解を図る。
- ⑦ 読書活動を計画的、継続的に充実させ、言葉や感性を育て、表現力を高める

ウ 生活指導

- ① いじめ・体罰の未然防止に向けて、聞き取りや質問紙による状況把握を行うほか、日常からのわずかな変化も見逃すことのないように努める。また、相談機能体制を整える。
- ② 安全教育プログラムを活用した生活安全・交通安全・災害安全の指導を推進し、生涯にわたって安全な生活を送るための基礎を培う。
- ③ 年間を通して避難訓練を実施し、防災意識の更なる向上を図る。また、一泊二日宿泊防災訓練を実施し、被災時の望ましい心構えや行動の習得を図る。
- ④ 白杖を用いた歩行指導、一人通学の指導、スクールバス乗車に関する指導を、一人一人の実態や通学方法に応じて、適切に行う。
- ⑤ 総合的な体力・健康づくり、食育を推進する。また、食物アレルギー等への具体的対応については、保護者とも十分な確認を行い、組織的かつ確実に取組む。
- ⑥ 医療的ケアを必要とする場合は、主治医による指示のもとに実施体制を整備し、医療関係者や保護者との緊密な連携をとりながら、安全かつ適切に医療的ケアを行う。
- ⑦ 視覚障害に対応した安全で利便性の高い校内環境整備に向けて課題を抽出し、改善を図る。

エ 進路指導

- ① 日々の係活動や分担された役割の遂行をはじめ、職業や進路に関する見学・体験を行うなど、キャリア教育の充実を図り、将来への展望と働く意義の理解を深める機会とする。
- ② 幼児・児童・生徒の障害や適性、能力等を十分考慮し、学級担任、進路指導部、保護者、関係諸機関と綿密な連携を図りながら、総合校の利点を生かした進路指導を行う。
- ③ 高等部では、希望進路の実現に向けて、個に応じた就業体験（インターンシップ）や現場実習など、希望先における体験機会の充実を図る。
- ④ 高等部理療科では、国家試験の合格に向けて、放課後や長期休業日中の補習など、個別の指導を強化する。

オ 特別活動

- ① 各種学校行事（事前・事後学習を含む）の計画的かつ円滑な実施を通して、体験的活動の充実を図るとともに、集団活動の喜びや連帯感を深める。
- ② 地域の保育園、小・中・高等学校等との交流及び共同学習、高等部理療科の臨床実習等を通して、他者と関わり合うことの楽しさや意義を経験し、自己有用感の向上を図る。
- ③ 中学部及び高等部では、部活動や各種大会等への参加を通して、余暇活動の充実を図るとともに、生涯学習・スポーツの意欲を育てる。

カ 寄宿舎における指導

- ① 宿泊を伴う生活を通して、基本的な生活習慣の習得と確立を図るとともに、学年や学部を超えた集団での活動、舎生会による自治的活動の経験を通して、自立心の育成を図る。
- ② 行事等を通して、地域との交流を図るとともに、一部の行事への参加や保護者参観・面談等を通して、保護者や島しょ出身生の在籍校との十分な共通理解を図る。

キ ICT機器の活用

- ① 各種機器の利用を通して、効果的な活用方法を検討するとともに、関連する調査研究への協力依頼には、可能な限り応じる。
- ② 教科指導におけるICT機器の活用においては、必要に応じて教科書デジタルデータの活用を図る。

(2) 地域と共に成長する

ア 理解啓発と情報発信

- ① 地域の保育園、小・中・高等学校等との交流及び共同学習、近隣施設の利用、副籍制度の活用、高等部理療科の臨床実習等を通して、視覚障害に関する理解の充実を図る。
- ② 学校Webサイトの定期的更新、学校公開、道徳授業地区公開講座、各行事、学校公開講座（ボランティア養成）、施設開放を通して、積極的な情報発信を行う。
- ③ 地域や通学路の安全やバリアフリー化について、警察や消防、鉄道などの関係機関と連携し、より安全で過ごしやすい地域となるよう情報発信を行う。

イ センターの機能の発揮

- ① 育児相談や通級による指導、各種支援等を通して、視覚面に課題のある乳幼児・児童・生徒及びその保護者に対して、適切な助言・支援を行う。
- ② 弱視通級指導学級との更なる連携を図るとともに、関係機関への訪問を積極的に行う。また、要請に応じて、幼児・児童・生徒、保護者、教員等に対して、適切な助言・支援を行う。
- ③ 高等部理療科を経て、開業又は各施設、企業等に就業している卒業生に対し、理療の技術向上を図る機会を提供する。

(3) 教職員の力量を高める

ア 人材育成

- ① <幼児・児童・生徒理解>人権教育プログラムを活用し、人権尊重の精神といじめ・体罰の未然防止を徹底するとともに、幼児・児童・生徒に関する教職員の共通理解を図る。
- ② <学習・生活・進路指導、特別活動>全教員の研究授業と評価、計画やマニュアル等の改訂、各種会議・研修等における意見交換などを通して、指導の改善に反映させる。
- ③ <学習指導>国や都の学力調査の結果や児童・生徒の学力の実態を分析し、「授業改善推進プラン」を作成するとともに、その活用を通して、授業改善の取組を一層充実させる。
- ④ <寄宿舎における指導>寄宿舎と学級担任・学部との密な連携に努め、相互の生活状況や課題の確実な共有を図る。
- ⑤ <ICT機器の活用>各種機器の操作の習熟に努めるとともに、効果的な活用方法や視覚面から生じ得る活用上の課題を分析する。
- ⑥ <教職員としての基本>服務規律の厳正、職務遂行の精度向上など、教育に携わる公務員に求められる基礎的・基本的な事項の徹底を図り、関連する事故の発生を0件とする。
- ⑦ <教員の専門性向上>校内研究の成果のまとめとして、研究紀要を作成する。また、特別支援学校教諭免許状（視覚障害領域）の全教員取得を目指す。

イ 組織運営

- ① <教職員のライフ・ワーク・バランス>教員の長時間労働の改善や学校教育の質の維持・向上等を図るため、教職員の在校時間の適切な把握と意識改革の推進等に取組む。
- ② <学校評価>学校運営連絡協議会を活用し、PDCAサイクルに基づく学校評価を行い、学校運営、教育活動等の更なる充実・改善を推進する。
- ③ <学校資産の効果的な活用>経営企画室と連携しながら、学校予算や学校徴収金の効率的・効果的な執行と編成、学校施設・設備の保全と環境保護・省エネルギーに取り組む。

ウ 八王子盲学校の「未来の創造」

- ① 今後100年近くにわたる「本校の在るべき姿」や「幼児・児童・生徒の理想的な生活空間の在り方」を構想し、新校舎の施設・設備を検討する。
- ② 仮設校舎建築の前段階における一部施設・設備の解体・撤去に向けて、校内物品の整理を行う。また、当該の教育活動の一部について、代替措置を試行する。

2 重点目標と方策

(1) 幼児・児童・生徒の確かな成長を支える	ア 幼児・児童・生徒理解	
	①学校生活支援シート、個別指導計画作成時の保護者参画	100%
	②一貫した指導のため、引継事項の明確化と確実な引継	他学部参観 引継ぎ会の設定
	イ 学習指導	
	①日本の伝統・文化教育、環境教育の推進	各学年1回以上
	②主権者教育の推進	公共及び特別活動を中心に実施
	③読書活動の言語活動の充実	図書館だより・コラボ給食(3回) 委員会活動・弁論大会(中・高)
	④高等部理療科3年生による臨床実習	校内:週5日、校外:年1回
	⑤自作教材の作成と活用	全員2点以上
	⑥視覚障害スポーツに関する授業(学校2020レガシー)	小学部4年以上:年2競技以上
	⑦SOSの出し方に関する教育	年1単位時間又は日常の指導
	⑧点字コンテスト・漢字コンテスト	各年2回
	⑨実用英語技能検定、日本漢字能力検定、珠算能力検定、 情報処理検定等の受検の推奨	年延べ20名
	⑩各種スポーツ大会、作品展示会、音楽発表会等への参加	年延べ50名
⑪授業参観(道徳授業地区公開講座も含む)	年4回	
ウ 生活指導		
①いじめ・体罰の状況把握、防止	年4回、発生0件	
②セーフティ教室	年1回	
③関係機関と連携した一泊二日宿泊防災訓練	年1回・中学部全員	
④白杖歩行指導、一人通学指導、スクールバス乗車指導	随時	
⑤特別食の提供(アレルギー対応食含む)	関連事故発生0件	
⑥寄宿舍連絡会による共有	月1回	
エ 進路指導		
①職場体験学習	小学部5・6年:年1回	
②保護者対象進路学習会	年1回	
③就業体験(インターンシップ)	中学部:年1回、高等部普通科	
④あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師国家試験合格	受験者全員	
⑤放課後及び長期休業日中の補習	年80回	
オ 特別活動		
①儀式、文化、集団宿泊的行事の円滑な実施	通年	
②交流及び共同学習(八王子ふたば保育園、八王子市立散田小学校、館小中学校、横浜市立盲、近隣の高等学校)	幼稚部交流:年5回、その他行事 相互交流参加:各年1~3回	
③関東地区盲学校フロアバレーボール大会、水泳大会、卓球大会、陸上競技大会	各年1回	
④東京都障害者スポーツ大会(陸上競技、STT)	各年1回	
カ 寄宿舍における指導		
①舎生会活動(自治的な活動)	役員会:月2回、三大行事・季節 行事:年7回	
②寄宿舍参観週間の実施、寄宿舍保護者会の実施	年1回	
③島しょ出身生の在籍校との連絡会	年4回	
キ ICT機器の活用		
①一人1台端末を活用した授業	各学部10回以上	
②教科書デジタルデータの活用	希望者全員	
③点字ディスプレイの活用	希望者全員	

(2) 地域と共 に成 長す る	ア 理解啓発と情報発信	
	①交流及び共同学習（八王子ふたば保育園、八王子市立散田小学校、館小中学校、横浜市立盲、近隣の高等学校）	〔(1)オ②の再掲〕
	②副籍制度の活用（特に直接交流）	小・中学部生の40%
	③本校及び視覚障害教育に関する情報等の発信	資料等送付先1万か所
	④ホームページの充実・更新（行事、学習内容、最新情報）	年80回
	⑤学校公開、あいサポート研修会への参加者	延べ50名
	⑥外部機関からの視察依頼・協力依頼への対応	随時
	イ センターの機能の発揮	
	①育児相談	年延べ30名
	②地域の幼稚園・保育園、小・中・高等学校等への支援	年30回
③卒業生を対象とした鍼実技等の研修	月1回	
(3) 教職員の力量を高める	ア 人材育成	
	①個別のケース研究会の実施（寄宿舎を含む）	月1回
	②全教員の研究授業と評価	年1回又は所定回数
	③授業改善推進プランの作成、授業研究連携校との相互連携	年5回
	④ICT推進部の設置	4月
	⑤ICT機器を活用した授業の学習効果の検証	年3回
	⑥サービス事故防止研修	年10回 サービス事故ゼロ
	⑦特別支援学校教諭免許状（視覚障害領域）	特別支援教諭取得90%以上 視覚障害領域単位取得80%
	⑧新転任研修	年40回
	⑨自立活動の内容に関する校内専門研修	年4回
	⑩学部研究会	月1回
	⑪全校教職員対象研修会	年1回
	⑫研修報告会	年1回
	イ 組織運営	
①経営会議の設定	週1回	
②主幹・主任連絡会（主幹教諭主催） 校務分掌組織、校務の効率化の検証（会議時間、回数等）	年5回	
③予算調整会議による計画的な執行管理（公費、私費）	年4回	
④電子起案率の向上		
⑤「定時外在校45時間/月」超過者	15%未満	
⑥開かれた学校運営連絡協議会	教職員全員参加型：1回	
⑦保護者学校評価（アンケート）	回収率90%、満足度80%	
ウ 八王子盲学校の「未来の創造」		
①校舎改築委員会の設置 「本校の在るべき姿」「幼児・児童・生徒の理想的な生活空間の在り方」の構想 新校舎の施設・設備の検討に係る関係部署との連携	4月 月1回開催 通年	
②仮設校舎建築前に想定される施設・設備の解体・撤去に係る 対応必要な対応 校内物品の整理・代替措置の想定	通年 通年 月1回設定	